令和6年度

# 名取市　市民税・県民税・森林環境税
# 特別徴収のしおり

市町村コード
0 4 2 0 7 2

◆目次

ページ
・市民税・県民税・森林環境税の特別徴収と事務取扱について ・・・1
・納期限一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
・納入書の金額を訂正して使用する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・4
・納税義務者に異動があったとき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
・異動があった場合の記載例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7～10
【様式】
・給与所得者異動届出書
・特別徴収への切替届出書
・給与支払者の所在地・名称等変更届出書

◆同封した書類について
1. 特別徴収のしおり【本書】
2. 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）【緑色】
※電子データでの受取を希望している場合は同封しておりません。
3. 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）【青色】
※圧着方式となっています。開封せず、すみやかにご本人へお渡しください。
※電子データでの受取を希望している場合は同封しておりません。
4. 特別徴収納入書
※納入書を不要と選択している場合は同封しておりません。

◆森林環境税及び定額減税について
裏表紙をご覧ください。

取扱金融機関一覧

| 取扱金融機関 | | 取りまとめ機関 |
|---|---|---|
| 株式会社　七十七銀行 | 宮城第一信用金庫 | 七十七銀行　増田支店 |
| 株式会社　荘内銀行 | 仙南信用金庫 | |
| 株式会社　東邦銀行 | 名取岩沼農業協同組合 | |
| 株式会社　仙台銀行 | | |
| 振替貯金払込みの場合指定郵便局 | | 仙台貯金事務センター |

※東北6県以外の郵便局を初めて利用する場合には市ホームページに掲載している指定通知書の提出をお願いいたします。
※上記以外の銀行でも納入は可能ですが、手数料がかかる場合がありますので、詳細については各金融機関にお問い合わせください。

〒981-1292
宮城県名取市増田字柳田80番地
名取市　総務部　税務課　市民税係
TEL　：022-724-7114（直通）
FAX　：022-384-2192
URL　：http://www.city.natori.miyagi.jp

名取市　特別徴収　検索

特別徴収関係様式はこのしおりに綴じこまれている他、名取市公式ホームページ内の「市・県民税の特別徴収関係様式」に掲載していますので御活用ください。給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書等はeLTAX（エルタックス）での電子申告でも送信可能です。

# 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収と事務取扱について

## 1　特別徴収とは

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与の支払者が納税義務者（従業員）の給与から市民税・県民税・森林環境税を徴収し代わりに納入する制度です。

## 2　特別徴収の対象となる人

１月１日現在名取市に住所を有している人のうち、前年中に給与の支払いを受け、４月１日において給与の支払いを受けている人です。

## 3　納税義務者への通知書の交付

特別徴収をする場合は、特別徴収義務者を通じて５月３１日までに各納税義務者に年税額等を通知することになっていますので、同封の「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」を納税義務者にすみやかに交付してください。退職その他の事由により交付できない方については、「異動届出書」を添えてお返しください。

## 4　税額の徴収および納入

**＜給与の場合＞**

（ア）　特別徴収義務者は、特別徴収税額の納付額を６月支給分から翌年５月支給分までの毎月の給与から徴収し、翌月１０日までに同封の「納入書」等で納入してください。

➡定額減税対象者は７月支給分から徴収が始まります。

（イ）　中途退職等により未徴収税額を一括徴収で納入する場合は、「納入書」の「給与分」欄に含めて記入してください。

**＜退職所得の場合＞**

（ア）　退職所得に係る市民税・県民税は、給与の支払者がその税額を計算し、その支払の際に徴収していただきます。徴収した税額は翌月１０日までに納入してください。

（イ）「納入書」の表面「退職所得分」欄に記入するとともに、裏面の「納入申告書」にも必ず必要事項を記載してください。

※納入期限が、土・日曜日、祝祭日等の休日または金融機関等の休日に該当する場合は、翌日または翌々日になります。

※納入書の金額を訂正して使用する場合については本書Ｐ４に掲載しています。

## 5　納期限までに税金を納めなかった場合にとられる措置

納期限までに納付されない場合は、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、その税額に以下の割合を乗じて計算した額の延滞金を納付していただくことになります。

納期限の１ヶ月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合（※１）に年１％を加算した割合（上限は年７．３％）、納期限後１ヶ月を経過した期間については、延滞金特例基準割合に年７．３％を加算した割合（上限は年１４．６％）となります。

なお、督促状を発付した後の納付には、督促状１通について１００円の督促手数料を納付していただくことになります。督促状の発付の日から起算して１０日を経過した日までに納付されない場合は、滞納処分を受けることになります。

※１延滞金特例基準割合…平均貸付割合（※２）に年１％を加算した割合。

※２平均貸付割合…各年の前々年９月から前年８月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として、各年の前年の１１月３０日までに財務大臣が告示する割合。

## 6　納期の特例

給与の支払を受ける人が常時１０人未満の事業所については、納期の特例の制度（年２回１２月１０日及び６月１０日）があります。該当する特別徴収義務者は申請によりその承認を受けることができます。申請書は名取市ホームページからダウンロードできます。承認を受けたのち、給与の支払いを受ける人が１０人未満でなくなったときは「納期の特例の要件を欠いた事の届出書」を提出する必要があります。

## 7 納税義務者に異動があった場合の手続き

特別徴収が継続できなくなった場合や特別徴収先の転勤、特別徴収に切替えるなどの異動があったときは手続きが必要です。異動があった日から翌月の１０日が提出期限です。詳細については本書Ｐ６～をご覧ください。

## 8 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に税額の変更等があった場合は、「特別徴収税額の変更通知書」をお送りしますので、以後の徴収額はその変更通知書の金額に変更して納入してください。なお、変更に伴う納入書については再送付しませんので、訂正のうえ納入してください。

## 9 特別徴収義務者の所在地・名称等に変更があった場合

特別徴収義務者の所在地・名称等に変更があった場合は、「給与支払者の所在地・名称等変更届出書」に変更事項を記入のうえ提出してください。

## 10 出国する方の手続き

納税義務がある方が海外へ出国する場合、納税管理人を定める必要があります。納税管理人は非居住者の申告や各種税金の納付等を行います。納税管理人の申し立てについて、詳しくは税務課市民税係までお問い合わせください。

## 11 外国人の従業員が退職・帰国する場合

名取市では、外国人が市民税・県民税等を納めきらずに滞納したまま出国してしまうケースがあります。特別徴収義務者様には、外国人の従業員が退職・帰国する場合、できるだけ一括徴収していただくよう、御協力をお願いいたします。

## 12 ｅＬＴＡＸのご利用について

ｅＬＴＡＸ（地方税ポータルシステム）を利用すると届出書等をインターネット経由で行うことができます。また、複数の地方公共団体に対して一括で、ダイレクト納付やインターネットバンキングによる電子納税で納めることができます。

（１）電子申告のメリット

①インターネットで、オフィスや自宅から簡単に申告できます。
②複数の地方公共団体への申告がまとめて一度に送信できます。
③市販の税務会計ソフトで作成したデータが使えます。
④ｅＬＴＡＸ用ソフト（ＰＣｄｅｓｋ）で申告書作成が簡単にできます。

（２）電子納税（共通納税）のメリット

①インターネットで、オフィスや自宅から簡単に納税できます。
②複数の地方公共団体への納税をまとめて一度に行うことができます。
③電子申告を行った申告情報や特別徴収税額通知データを共通納税システムに引き継いで納税することができます。
④事前に登録した金融機関口座を指定して、地方税を直接納税することができます。（ダイレクト納付）
⑤地方公共団体が指定する金融機関以外の金融機関からも納税できます。
⑥共通納税システムを利用した納税の手数料は、クレジットカード払いを除き無料です。クレジットカードによる納税は、金額に応じてシステム利用料が加算されます。

ｅＬＴＡＸのご利用にあたっては、所定の手続き・登録等が必要です。詳しくは下記ホームページを参照してください。

https://www.eltax.lta.go.jp/

エルタックス　検索

## 13 名取市の特別徴収のスケジュール

**年間**

５月支払の給与・・・・令和５年度の特別徴収最後の引き去りとして下さい。

５月中旬・・・・・・・名取市から令和６年度分の特別徴収税額通知等関係書類を送付します。

６月支払の給与・・・・令和６年度の特別徴収最初の引き去りとして下さい。

➡ 定額減税対象者は７月支払の給与から特別徴収が開始されます。

１２月上旬・・・・・・名取市から令和７年１月に提出する給与支払報告書（総括表）を送付します。

１月末日・・・・・・・名取市への給与支払報告書の提出期限です。

１～５月・・・・・・・この期間中に退職があった場合は、本人からの申出の有無に関わらず残りの税額を一括徴収してください。

**毎月**

上旬・・・・・・・・・税額に変更があった場合や特別徴収義務者に変更があった場合は税額変更通知を送付します。

１０日・・・・・・・・前月中の退職や転勤などの異動届の提出期限です。

また、前月分の特別徴収分の納期限です。

## 令和6年度 特別徴収納期限一覧

| 月別（徴収された月） | 納　　期　　限 |
|---|---|
| 令和６年　６月分 | 令和６年　７月１０日（ 水 ） |
| 令和６年　７月分 | 令和６年　８月１３日（ 火 ） |
| 令和６年　８月分 | 令和６年　９月１０日（ 火 ） |
| 令和６年　９月分 | 令和６年１０月１０日（ 木 ） |
| 令和６年１０月分 | 令和６年１１月１１日（ 月 ） |
| 令和６年１１月分 | 令和６年１２月１０日（ 火 ） |
| 令和６年１２月分 | 令和７年　１月１０日（ 金 ） |
| 令和７年　１月分 | 令和７年　２月１０日（ 月 ） |
| 令和７年　２月分 | 令和７年　３月１０日（ 月 ） |
| 令和７年　３月分 | 令和７年　４月１０日（ 木 ） |
| 令和７年　４月分 | 令和７年　５月１２日（ 月 ） |
| 令和７年　５月分 | 令和７年　６月１０日（ 火 ） |

# 納入書の金額を訂正して使用する場合

## 納入すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と異なるときの使用例

※納入金額(1)の欄の金額が更正または一括徴収等により印字してある金額と異なる場合は横線にて抹消し、
　納入金額(2)の欄に納める税額をそれぞれ記入してください。

※ ［　　］ 枠内の《記入上のお願い》をご覧ください。

**宮城県名取市　市県民税 森林環境税 特別徴収　領収証書 ㊞**

| 市区町村コード | 口座番号 | 加入者名 |
|---|---|---|
| 0420720 | 02240－8－960079 | 名取市会計管理者 |

| 月別 | 指定番号 | 納入金額(1) 横線で抹消する |
|---|---|---|
| 令和 6 年6月分 | 00900000 | ~~42,300~~ 円 |

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

| 納入金額(2) | 億 千 百 十 万 千 百 十 円 |
|---|---|
| 給与分（一括徴収分を含む） | 54000 |
| 退職所得分 | 137600 |
| 延滞金 | |
| 督促手数料 | |
| 合計額 | 191600 |

手書き

納期限　令和 6 年7月10日

（特別徴収義務者）
住所又は所在地　〒 981－1224　名取市増田字柳田○番地
氏名又は名称　○ ○ 商 事　様

領収日付印

上記のとおり領収しました。　（納入者保管）

**宮城県名取市　市県民税 森林環境税 特別徴収　納入書 ㊞**

振替の請求に使用する欄　払出口座番号　払出請求入印

| 市区町村コード | 口座番号 | 加入者名 |
|---|---|---|
| 0420720 | 02240－8－960079 | 名取市会計管理者 |

| 月別 | 指定番号 | 納入金額(1) 横線で抹消する |
|---|---|---|
| 令和 6 年6月分 | 00900000 | ~~42,300~~ 円 |

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

| 納入金額(2) | 億 千 百 十 万 千 百 十 円 |
|---|---|
| 給与分（一括徴収分を含む） | 54000 |
| 退職所得分 | 137600 |
| 延滞金 | |
| 督促手数料 | |
| 合計額 | 191600 |

手書き

納期限　令和 6 年7月10日
※日計　口　円
※印は郵便局において使用する欄です。

（特別徴収義務者）
住所又は所在地　〒 981－1224　名取市増田字柳田○番地
氏名又は名称　○ ○ 商 事　納

領収日付印

上記のとおり納入します。　（金融機関または郵便局保管）

**宮城県名取市　市県民税 森林環境税 特別徴収　納入済通知書 ㊞**

| 市区町村コード | 口座番号 | 加入者名 |
|---|---|---|
| 0420720 | 02240－8－960079 | 名取市会計管理者 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 04 | 20 | 07 | 02 | 00900000 | 000042320 | 13 |

| 月別 | 月分 | 指定番号 | 納入金額(1) 横線で抹消する |
|---|---|---|---|
| 令和 6 年 | 06 | 00900000 | ~~42,300~~ 円 |

042072

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

| 納入金額(2) | 億 千 百 十 万 千 百 十 円 |
|---|---|
| 給与分（一括徴収分を含む） | 54000 |
| 退職所得分 | 137600 |
| 延滞金 | |
| 督促手数料 | |
| 合計額 | 191600 |

手書き

納期限　令和 6 年7月10日
取りまとめ局
仙台貯金事務センター（〒980－8794）

領収日付印

（特別徴収義務者）
住所又は所在地　〒 981－1224　名取市増田字柳田○番地
氏名又は名称　○ ○ 商 事　納

上記のとおり通知します。（受付店→㈱七十七銀行増田支店（取りまとめ店）→名取市）（名取市保管）

納入通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

QRコードが印字されている場合がありますが、eL-QR（地方税統一QRコード）ではありませんのでご注意ください。

《記入上のお願い》

納入書に、手書きにより納入金額を記入する場合納入済通知書を光学式文字読取装置（ＯＣＲ）で直接読み込ませますので、記入数字は記入例にしたがって、黒のペンで丁寧に記入してください。

（記入例）¥1234567890

¥マークは記入しないでください。

| | （悪い例） | | （良い例） |
|---|---|---|---|
| ・太すぎない | 124 | ⇨ | 124 |
| ・はみ出さない | 679 | ⇨ | 679 |
| ・小さすぎない | 538 | ⇨ | 538 |
| ・続けない | 500 | ⇨ | 500 |
| ・飾らない | 179 | ⇨ | 179 |

納入金額(1) 横線で抹消する ~~42,300~~ 円

| 納入金額(2) | 億 千 百 十 万 千 百 十 円 |
|---|---|
| 給与分（一括徴収分を含む） | 54000 |
| 退職所得分 | 137600 |
| 延滞金 | |
| 督促手数料 | |
| 合計額 | 191600 |

手書き

裏面をご覧ください。

## 市民税 県民税 納入申告書

名取市長　様

令和 6 年 7 月10日　提出

| | | 令和 6 年 6 月分 | | | | | | | | 人員 | 1 人 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 退職手当等支払金額 | | | | 1 | 0 | 1 | 4 | 3 | 8 | 5 | 5 |
| 特別徴収税額 | 市民税 | | | | | | 9 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| | 県民税 | | | | | | 4 | 5 | 5 | 0 | 0 |

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

(特別徴収義務者)
住所又は 〒 981-1224
所在地　名取市増田字柳田○番地
氏名又は名称　○ ○ 商 事　印

(受付印)

法人番号又は個人番号

## ご　注　意

左の納入申告書は、退職所得に係る市・県民税の納入申告書ですから、退職所得の市・県民税についてのみ記載してください。

したがって、退職手当等が支払われなかった月は記載の必要はありません。

また、納入書（表面）の記入にあたっては、通常の給与分と退職分の税額をはっきり区分してそれぞれの該当欄に記入してください。

特別徴収義務者が「法人」又は「個人事業主」で作成方法が異なります。

①法人の場合
特別徴収義務者が法人の場合、両面に記載したものを1部作成し、金融機関に提出します。

②個人事業主の場合
特別徴収義務者が個人事業主の場合、2部作成しますが、以下の点に注意してください。
1部は、表面のみ記載（裏面は記載しない）し、金融機関へ提出。もう1部は、裏面のみ記載（表面は記載しない）し、名取市税務課へ提出。
※金融機関は個人番号を取り扱うことができないため

# 納税義務者に異動があったとき
# （特別徴収ができなくなった場合、又は新たに特別徴収をする場合）

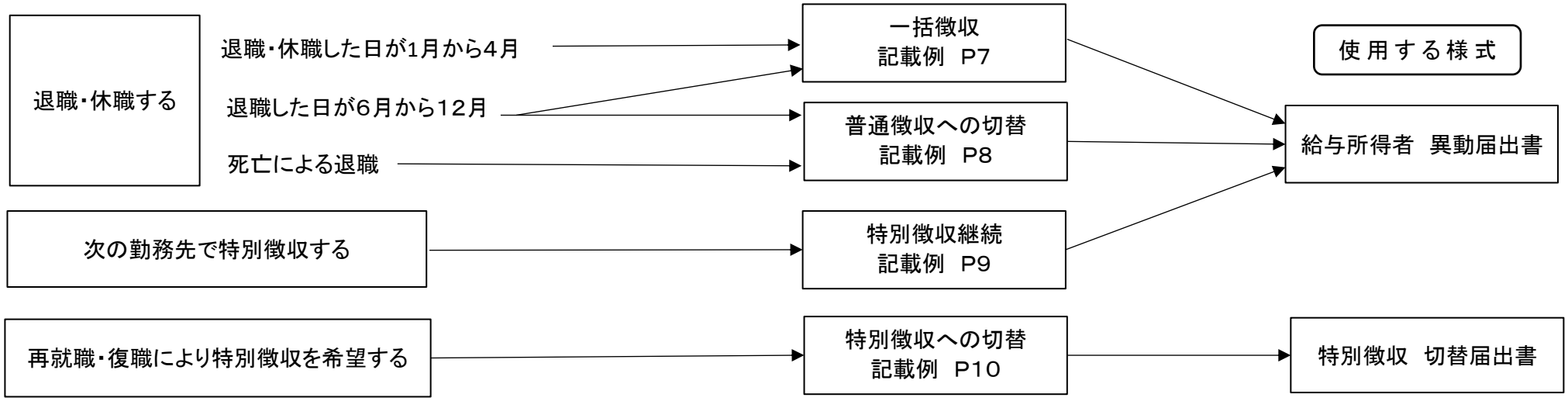


**異動届出書を二つの市区町村に提出が必要な場合があります**

令和6年1月1日の住所A市・・・・・令和6年度住民税はA市で課税
令和6年10月15日B市に引越・・・令和6年度は1月1日の住所地の市町村で課税のためA市で課税
令和7年1月1日住所B市・・・・・・・令和7年度給与支払報告書をB市へ提出
令和7年3月31日退職・・・・・・・・・令和6年度住民税は一括徴収し、A市へ異動届の提出
令和7年度はB市へ給与支払報告書を提出したためB市へ異動届を提出

**1 退職・転勤等で給与の支払いがなくなった場合**

特別徴収の納税義務者（従業員）の退職・休職・転勤等により特別徴収ができなくなった場合は、「給与所得者異動届出書」を異動事由の発生した翌月10日までに提出してください。提出がない場合、滞納となり、督促を受けたり、未徴収税額についてご本人への普通徴収の通知が遅れてしまうなどの支障が生じますので、すみやかにご提出をお願いいたします。6月1日から12月31日までの間の退職者については、本人の申出により未徴収税額を一括徴収することができ、翌年1月1日から4月30日までの間の退職者については、5月31日までの間に未徴収税額を超える給与または退職金の支払がある場合には、本人の申出の有無にかかわらず未徴収税額を一括徴収しなければならないことになっています。一括徴収した税額は徴収した翌月の10日までに納入してください。

**2 再就職・復職により特別徴収への切替を希望する場合**

普通徴収で納付されている方を特別徴収に変更する場合は「特別徴収切替届出書」を提出してください。

3 用紙が不足した場合はコピーしてご使用いただくか、名取市のホームページからもダウンロードできます。

「市・県民税の特別徴収関係様式」　名取市　特別徴収　検索

4 税額変更通知書の送付については各届出書が月の中旬頃までに届いた場合は月末発送します。それ以降については翌月末の発送になります。

# 退職した方がいるとき（一括徴収）の手続き

## 手続きの流れ

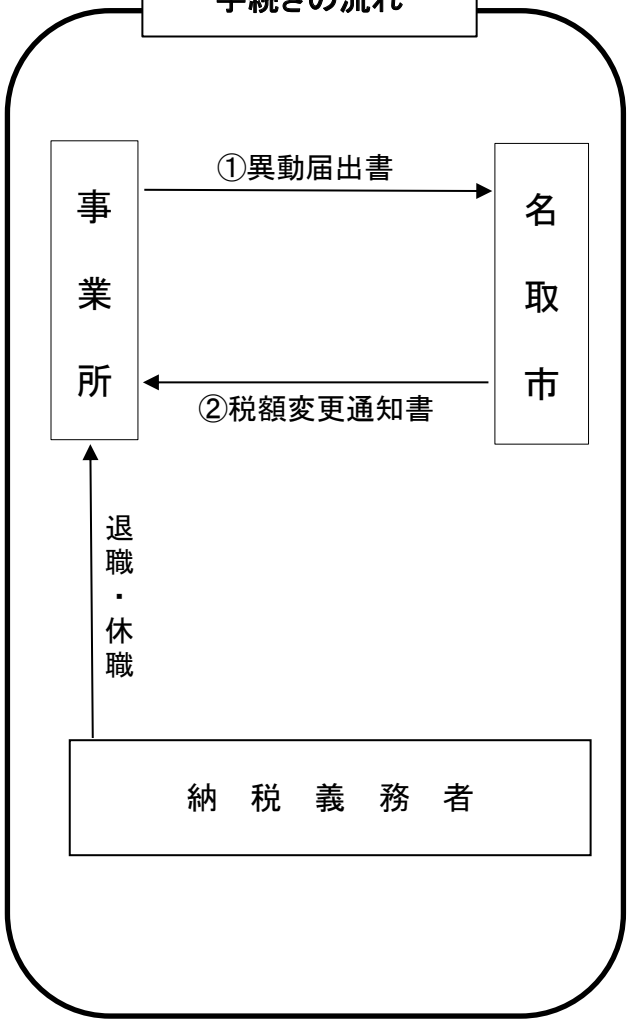


## 記載例

給与支払報告
特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

第十八号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 年度 | ① 現年度　２．新年度　３．両年度 | | |
| 名取市長殿 | 給与支払者（特別徴収義務者） | 所在地 | 〒981-1224 名取市増田字柳田○番地 |
| | | フリガナ | ナトリブッサン　カブシキカイシャ |
| 令和６年１１月１１日提出 | | 氏名又は名称 | 名取物産　株式会社 |
| | | 個人番号又は法人番号 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載 |

| | |
|---|---|
| 特別徴収義務者指定番号 | 900000 |
| 宛名番号 | ○○○○○○ |
| 担当連絡者 所属 | 人事部 |
| 担当連絡者 氏名 | 名取　花子 |
| 担当連絡者 電話 | ０２２－３８４－○○○○ 内線（　　） |

| 給与所得者 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| フリガナ | ナトリ　タロウ | | | | | | |
| 氏名 | 名取　太郎 | | | | | | |
| 生年月日 | 昭和５０年　1月　1日 | | | | | | |
| 個人番号 | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | | | | | |
| 受給者番号 | | | | | | | |
| 1月1日現在の住所 | 名取市増田一丁目○番○号 | | | | | | |
| 異動後の住所 | | | | | | | |
| （ア）特別徴収税額（年税額） | （イ）徴収済額 | （ウ）未徴収税額（ア）－（イ） | 異動年月日 | 異動の事由 | 異動後の未徴収税額の徴収方法 | | |
| 110,000 円 | 7 月から 10 月まで 40,000 円 | 11 月から 5 月まで 70,000 円 | 令和6 年 11 月 1 日 | 1（右から番号を記入）1．退職　2．転勤　3．休職・長期欠勤　4．死亡　5．支払少額・不定期散他　6．合併・解散　7．その他（事由・理由） | 2（右から番号を記入）1．特別徴収継続　2．一括徴収　3．普通徴収（本人納付） | | |

| 1．特別徴収継続の場合 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 新しい勤務先（特別徴収義務者） | 特別徴収義務者指定番号 | （新規） | 法人番号 | |
| | 所在地 | 〒 | 担当者連絡先 所属 | |
| | フリガナ | | 氏名 | |
| | 氏名又は名称 | | 電話 | 内線（　　） |

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿円を
□月分（翌月10日納入期限分）から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

| | |
|---|---|
| 受給者番号 | |
| 納入書の要否（新規の場合のみ記載） | □（右から番号を記入）1．必要　2．不要 |

| 2．一括徴収の場合 | | | |
|---|---|---|---|
| 理由 | 1（右から番号を記入）1．異動が令和６年12月31日までで、一括徴収の申出があったため<br>2．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため | 徴収予定月日 11 月 20 日 | 徴収予定額（上記（ウ）と同額） 70,000 円 |

左記の一括徴収した税額は、
11 月分（翌月10日納入期限分）で
納入します。

| 3．普通徴収の場合 | | |
|---|---|---|
| 理由 | □（右から番号を記入）1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため<br>2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため<br>3．死亡による退職であるため | ※市町村記入欄 |

1　退職・休職後の未徴収税額について、給与又は退職金からまとめて徴収し、納入することを一括徴収といいます。
2　6月から12月までに退職した場合は本人からの申し出により一括徴収することができます。
3　1月から4月までに退職した場合は一括徴収が義務付けられています。最後の給与又は退職金から未徴収税額が引ききれない場合のみ普通徴収に切替えることができます。

# 退職した方がいるとき（普通徴収）の手続き

## 手続きの流れ

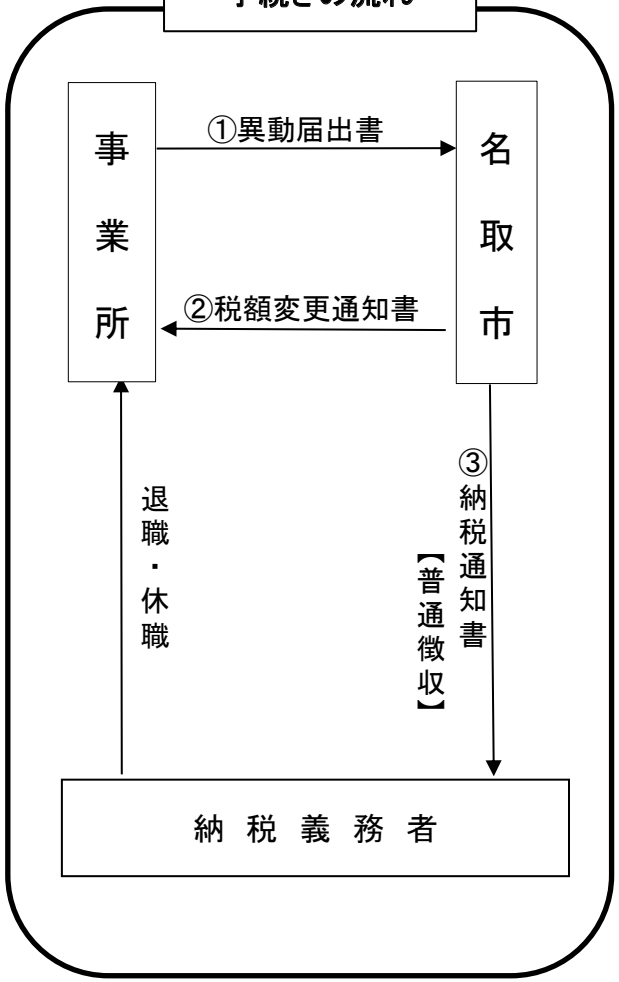


## 記載例

給与支払報告
特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

第十八号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 年度 | ① 現年度　２．新年度　３．両年度 | | |
| 名取市長殿 | 給与支払者（特別徴収義務者） | 所在地 | 〒981-1224 名取市増田字柳田○番地 |
| 令和６年１１月１１日提出 | | フリガナ | ナトリブッサン　カブシキカイシャ |
| | | 氏名又は名称 | 名取物産　株式会社 |
| | | 個人番号又は法人番号 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4（←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載） |

| | |
|---|---|
| 特別徴収義務者指定番号 | 900000 |
| 宛名番号 | ○○○○○○ |
| 担当者連絡先 所属 | 人事部 |
| 担当者連絡先 氏名 | 名取　花子 |
| 担当者連絡先 電話 | ０２２－３８４－○○○○　内線（　　） |

| 給与所得者 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| フリガナ | ナトリ　タロウ | | | | | | | |
| 氏名 | 名取　太郎 | | | | | | | |
| 生年月日 | 昭和５０年　1月　1日 | | | | | | | |
| 個人番号 | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | | | | | | |
| 受給者番号 | | | | | | | | |
| 1月1日現在の住所 | 名取市増田一丁目○番○号 | | | | | | | |
| 異動後の住所 | | | | | | | | |
| （ア）特別徴収税額（年税額） | （イ）徴収済額 | （ウ）未徴収税額（ア）－（イ） | 異動年月日 | 異動の事由 | 異動後の未徴収税額の徴収方法 | | | |
| 110,000 円 | 7 月から 10 月まで 40,000 円 | 11 月から 5 月まで 70,000 円 | 令和6 年 11 月 1 日 | 1（右から番号を記入）1．退職　2．転勤　3．休職・長期欠勤　4．死亡　5．支払少額・不定期　6．合併・解散　7．その他（事由・理由） | 3（右から番号を記入）1．特別徴収継続　2．一括徴収　3．普通徴収（本人納付） | | | |

| 1．特別徴収継続の場合 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （新しい勤務先 特別徴収義務者） | 特別徴収義務者指定番号 | （新規） | 法人番号 | |
| | 所在地 | 〒 | 担当者連絡先 所属 | |
| | フリガナ | | 氏名 | |
| | 氏名又は名称 | | 電話 | 内線（　　） |

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿円を
□月分（翌月10日納入期限分）から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

| | |
|---|---|
| 受給者番号 | |
| 納入書の要否（新規の場合のみ記載） | □（右から番号を記入）1．必要　2．不要 |

| 2．一括徴収の場合 | | | |
|---|---|---|---|
| 理由 | □（右から番号を記入）1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため | 徴収予定月日 | 徴収予定額（上記（ウ）と同額） |
| | 2．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため | 月　日 | 円 |

左記の一括徴収した税額は、
□月分（翌月10日納入期限分）で
納入します。

| 3．普通徴収の場合 | | |
|---|---|---|
| 理由 | 1（右から番号を記入）1．異動が令和６年12月31日までで、一括徴収の申出がないため | ※市町村記入欄 |
| | 2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため | |
| | 3．死亡による退職であるため | |

1　納税義務者が6月から12月までに退職・休職し、一括徴収の申出がない場合は普通徴収へ切替え、本人に納付していただくことになりますので、異動があった日から翌月10日までに「異動届出書」を提出してください。普通徴収の納期は6月末、8月末、10月末、1月末の4回となります。
退職・休職の時期により1～4回に分けて納付していただくことになりますので、あらかじめご退職される方にもお伝えください。

2　1月から4月までに退職・休職があった場合は最後の給与又は退職金から一括徴収が原則となりますが、未徴収税額が引ききれない場合は普通徴収に切替となります。その場合は理由もご記入ください。

# 転勤した方がいるときの手続き

## 手続きの流れ

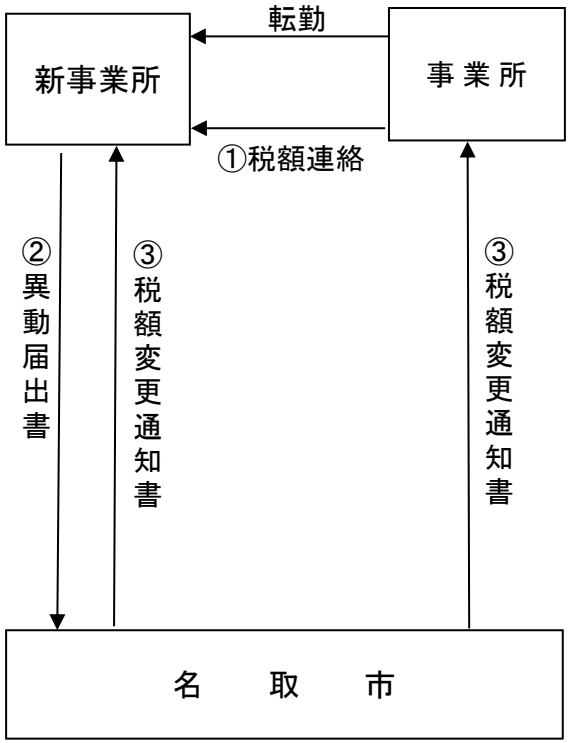


## 記載例

給与支払報告
特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

| 年度 | ① 現年度　2．新年度　3．両年度 |
|---|---|

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 名取市長殿<br>令和６年１２月３日提出 | 給与支払者（特別徴収義務者） | 所在地 | 〒981-1224<br>名取市増田字柳田〇番地 | 特別徴収義務者指定番号 | 900000 |
| | | | | 宛名番号 | 〇〇〇〇〇〇 |
| | | フリガナ | ナトリブッサン　カブシキカイシャ | 担当連絡者先 所属 | 人事部 |
| | | 氏名又は名称 | 名取物産　株式会社 | 氏名 | 名取　花子 |
| | | 個人番号又は法人番号 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4（個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載） | 電話 | ０２２－３８４－〇〇〇〇<br>内線（　　） |

| 給与所得者 | | | （ア）特別徴収税額（年税額） | （イ）徴収済額 | （ウ）未徴収税額（ア）－（イ） | 異動年月日 | 異動の事由 | 異動後の未徴収税額の徴収方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| フリガナ | ナトリ　タロウ | | | | | | | |
| 氏名 | 名取　太郎 | | | | | | | |
| 生年月日 | 昭和５０年　1月　1日 | | | | | | | |
| 個人番号 | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | | | | | | |
| 受給者番号 | | | | | | | | |
| 1月1日現在の住所 | 名取市増田一丁目〇番〇号 | | 110,000 円 | 7 月から 11 月まで / 50,000 円 | 12 月から 5 月まで / 60,000 円 | 令和6 年 11 月 29 日 | 2（右から番号を記入）1．退職　2．転勤　3．休職・長欠　4．死亡　5．支払少額・不定期　6．合併・解散　7．その他（事由・理由） | 1（右から番号を記入）1．特別徴収継続　2．一括徴収　3．普通徴収（本人納付） |
| 異動後の住所 | | | | | | | | |

1．特別徴収継続の場合

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （新しい勤務先 特別徴収義務者）特別徴収義務者指定番号 | 1000000（新規） | 法人番号 | 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | 新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を 12 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。 |
| 所在地 | 〒981-1224<br>名取市増田五丁目〇番〇号 | 担当者連絡先 所属 | 総務課 | |
| フリガナ | ミヤギコウギョウ　カブシキカイシャ | 氏名 | 名取　次郎 | 受給者番号 |
| 氏名又は名称 | 宮城工業　株式会社 | 電話 | ０２２－３８４－〇〇〇〇<br>内線（　　） | 納入書の要否（新規の場合のみ記載）2（右から番号を記入）1．必要　2．不要 |

2．一括徴収の場合

| | | | |
|---|---|---|---|
| 理由 | （右から番号を記入）1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため<br>2．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため | 徴収予定月日<br>月　日 | 徴収予定額（上記（ウ）と同額）<br>円 |

左記の一括徴収した税額は、　月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3．普通徴収の場合

| | | |
|---|---|---|
| 理由 | （右から番号を記入）1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため<br>2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため<br>3．死亡による退職であるため | ※市町村記入欄 |

第十八号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

1　転勤先での特別徴収を希望される場合は、新事業所へ月割額及び徴収開始月をご連絡くださいますようお願いいたします。
2　異動があった日から翌月の10日までに異動届出書の提出をお願いいたします。

# 就職・復職した方がいるとき（特別徴収への切替）の手続き

## 手続きの流れ

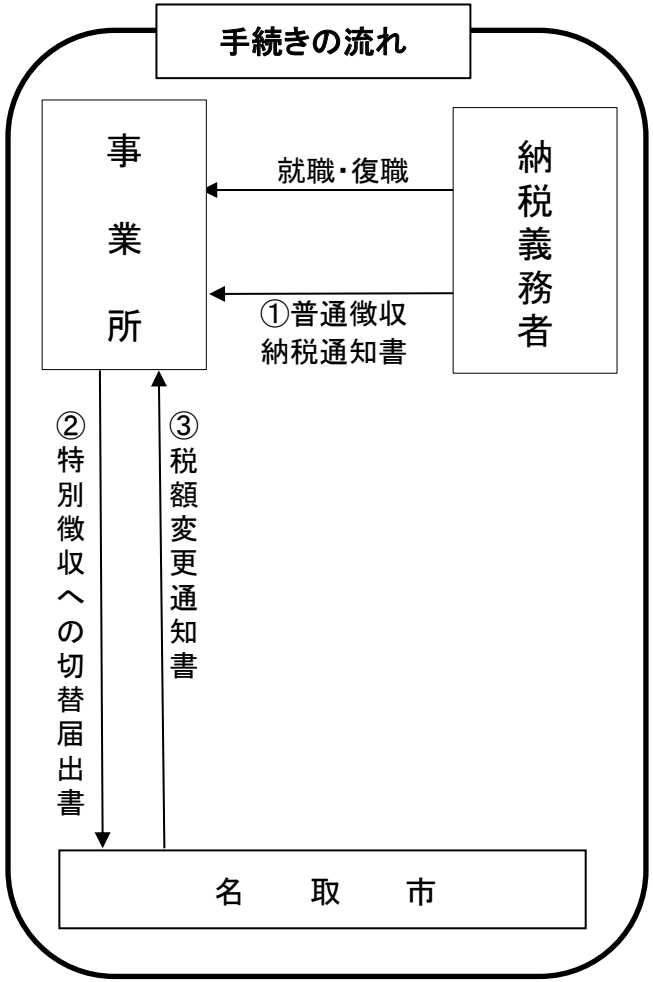


## 記載例

特別徴収への切替届出書

替

宮城県内全市町村共通様式

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （宛先）名取市　長 | 給与支払者（特別徴収義務者） | フリガナ | ミヤギコウギョウ　カブシキカイシャ | 特別徴収義務者指定番号 | 1000000 新規 |
| | | 名称（氏名） | 宮城工業　株式会社 | 納入書の要否※新規事業所のみ | 要　・　不要 |
| | | 所在地（住所） | 〒　981－1224　名取市増田五丁目○番○号 | 担当者 係 | 総務課 |
| | | | | 氏名 | 名取　次郎 |
| 令和　6 年　7 月 16 日提出 | | 法人番号 | 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | 電話 | 022－384－○○○○ |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 給与所得者 | フリガナ | ナトリ　タロウ | 生年月日 | 昭和50 年 1 月 1 日 | 年税額（普通徴収税額） | 納付済額（納期限到来分） | 特別徴収への切替額 |
| | 氏名 | 名取　太郎 | | | ① | ② | ③(①-②) |
| | 住所 | 名取市増田一丁目○番○号 | | | 110,000 円 | 1期から　2期まで 55,000 円 | 55,000 円 |
| | 通知書番号 | 7777777 | 徴収開始年月 | 令和 6 年 8 月分から（9 月 10 日納期限分） | | | |
| | 就職年月日 | 令和 6 年 7 月 1 日 | 受給者番号 | | | | |

注意
1 希望がある場合は、給与所得者(以下、本人という)の課税されている市町村へ提出してください。(現住所とは異なる場合があるためご注意ください。なお、課税されている市町村については、本人宛に送付されている納税通知書により確認してください。)
2 普通徴収の納期限が過ぎた税額および既に納付の済んでいる「納付済額」については、特別徴収にできません。なお、税額等については本人宛に送付されている納税通知書により確認してください。
3 二重納付等を防ぐため、普通徴収での納付状況は必ず本人に確認のうえ、ご記入ください。
4 「徴収開始年月」は、この届出書が提出された日と各市町村の処理日・通知日との関係により変更される場合があります。

| | |
|---|---|
| 市町村記入欄 | |

1 就職・復職などにより普通徴収で納入している方から特別徴収に変更したい申し出があった場合は、本人宛てに通知した納税通知書を確認し、課税している市町村へ特別徴収への切替届出書をご提出ください。以前勤めていた会社を退職後、すぐに入社した場合など、普通徴収納税通知書が発送されていない場合があります。その際は税額を未記入でご提出いただければ当市で納付状況を確認し、税額計算をします。徴収開始年月については必ずご記入ください。
2 特別徴収に変更できるのは未納付額のうち納期限が到来していない分に限ります。納期限は右記のとおりになります。納期限を過ぎた分は特別徴収へ切替できませんので、本人が普通徴収の納付書ですみやかに納付してください。
3 徴収開始年月は提出日が月の初日から中旬ごろまでは翌月から、それ以降は翌々月からとなります。

**普通徴収　納期限**
1期　令和6年7月1日（月）
2期　令和6年9月2日（月）
3期　令和6年10月31日（木）
4期　令和7年1月31日（金）

第十八号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

# 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

| | |
|---|---|
| 年度 | １．現年度　２．新年度　３．両年度 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和　年　月　日提出<br>名取市長殿 | 給与支払者（特別徴収義務者） | 所在地 | 〒 | 特別徴収義務者指定番号 | |
| | | | | 宛名番号 | |
| | | フリガナ | | 担当者連絡先 所属 | |
| | | 氏名又は名称 | | 氏名 | |
| | | 個人番号又は法人番号 | ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載 | 電話 | 内線（　　） |

| 給与所得者 | | | （ア）特別徴収税額（年税額） | （イ）徴収済額 | （ウ）未徴収税額（ア）－（イ） | 異動年月日 | 異動の事由 | 異動後の未徴収税額の徴収方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| フリガナ | | | | | | | | |
| 氏名 | | | | | | | | |
| 生年月日 | 年　月　日 | | | | | | | |
| 個人番号 | | | | | | | | |
| 受給者番号 | | | | □月から<br>□月まで | □月から<br>□月まで | □年<br>□月<br>□日 | □（右から番号を記入）<br>１．退職<br>２．転勤<br>３．休職・長欠<br>４．死亡<br>５．支払少額・不定期<br>６．合併・解散<br>７．その他<br>（事由・理由） | □（右から番号を記入）<br>１．特別徴収継続<br>２．一括徴収<br>３．普通徴収（本人納付） |
| １月１日現在の住所 | | | | | | | | |
| 異動後の住所 | | | 円 | 円 | 円 | | | |

## １．特別徴収継続の場合

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 新しい勤務先（特別徴収義務者） | 特別徴収義務者指定番号 | （新規） | 法人番号 | |
| | 所在地 | 〒 | 担当者連絡先 所属 | |
| | フリガナ | | 氏名 | |
| | 氏名又は名称 | | 電話 | 内線（　　） |

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿＿＿円を□月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

| | |
|---|---|
| 受給者番号 | |
| 納入書の要否（新規の場合のみ記載） | □（右から番号を記入）１．必要　２．不要 |

## ２．一括徴収の場合

理由 □（右から番号を記入）
１．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
２．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

| 徴収予定月日 | 徴収予定額（上記（ウ）と同額） |
|---|---|
| 月　日 | 円 |

左記の一括徴収した税額は、□月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

## ３．普通徴収の場合

理由 □（右から番号を記入）
１．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
２．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
３．死亡による退職であるため

※市町村記入欄

※必要部数をコピーして使用してください。

第十八号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

# 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

| | | | |
|---|---|---|---|
| 年度 | １．現年度　２．新年度　３．両年度 | | |
| 名取市長殿<br>令和　年　月　日提出 | 給与支払者（特別徴収義務者） | 所在地 | 〒 |
| | | フリガナ | |
| | | 氏名又は名称 | |
| | | 個人番号又は法人番号 | ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載 |
| 特別徴収義務者指定番号 | | | |
| 宛名番号 | | | |
| 担当連絡者先 | 所属 | | |
| | 氏名 | | |
| | 電話 | 内線（　　） | |

| 給与所得者 | | （ア）特別徴収税額（年税額） | （イ）徴収済額 | （ウ）未徴収税額（ア）－（イ） | 異動年月日 | 異動の事由 | 異動後の未徴収税額の徴収方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| フリガナ | | | | | | | |
| 氏名 | | | | | | | |
| 生年月日 | 年　月　日 | | | | | | |
| 個人番号 | | | | | | | |
| 受給者番号 | | | □月から<br>□月まで | □月から<br>□月まで | □年<br>□月<br>□日 | □（右から番号を記入）<br>１．退職<br>２．転勤<br>３．休職・長欠<br>４．死亡<br>５．支払少額・不定期<br>６．合併・解散<br>７．その他<br>（事由・理由） | □（右から番号を記入）<br>１．特別徴収継続<br>２．一括徴収<br>３．普通徴収（本人納付） |
| 1月1日現在の住所 | | | | | | | |
| 異動後の住所 | | 円 | 円 | 円 | | | |

## １．特別徴収継続の場合

| | | | |
|---|---|---|---|
| 新しい勤務先（特別徴収義務者） | 特別徴収義務者指定番号 | （新規）　法人番号 | |
| | 所在地 | 〒 | |
| | フリガナ | | |
| | 氏名又は名称 | | |
| 担当者連絡先 | 所属 | | |
| | 氏名 | | |
| | 電話 | 内線（　　） | |

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿＿＿円を□月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

| | |
|---|---|
| 受給者番号 | |
| 納入書の要否（新規の場合のみ記載） | □（右から番号を記入）１．必要　２．不要 |

## ２．一括徴収の場合

理由 □（右から番号を記入）
１．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
２．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

| 徴収予定月日 | 徴収予定額（上記（ウ）と同額） |
|---|---|
| 月　日 | 円 |

左記の一括徴収した税額は、□月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

## ３．普通徴収の場合

理由 □（右から番号を記入）
１．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
２．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
３．死亡による退職であるため

※市町村記入欄

※必要部数をコピーして使用してください。

# 特別徴収への切替届出書

替

宮城県内全市町村共通様式

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (宛先)<br>名取市 長<br><br>年　月　日提出 | 給与支払者（特別徴収義務者） | フリガナ | | 特別徴収義務者指定番号 | | 新規 | |
| | | 名称（氏名） | | 納入書の要否<br>※新規事業所のみ | | 要　・　不　要 | |
| | | 所在地（住所） | 〒 | 担当者 | 係 | | |
| | | | | | 氏名 | | |
| | | 法人番号 | | | 電話 | | |

※必要部数をコピーして使用してください。

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 給与所得者 | フリガナ | | 生年月日 | 年　月　日 | 年税額（普通徴収税額） | 納付済額（納期限到来分） | 特別徴収への切替額 |
| | 氏名 | | | | ① | ② | ③(①-②) |
| | 住所 | | | | | 期から　期まで | |
| | 通知書番号 | | 徴収開始年月 | 年　月分から（　月　日納期限分） | | | |
| | 就職年月日 | 年　月　日 | 受給者番号 | | 円 | 円 | 円 |

注意

1 希望がある場合は、給与所得者(以下、本人という)の課税されている市町村へ提出してください。
(現住所とは異なる場合があるためご注意ください。なお、課税されている市町村については、本人宛に送付されている納税通知書により確認してください。)

2 普通徴収の納期限が過ぎた税額および既に納付の済んでいる「納付済額」については、特別徴収にできません。なお、税額等については本人宛に送付されている納税通知書により確認してください。

3 二重納付等を防ぐため、普通徴収での納付状況は必ず本人に確認のうえ、ご記入ください。

4 「徴収開始年月」は、この届出書が提出された日と各市町村の処理日・通知日との関係により変更される場合があります。

| | |
|---|---|
| 市町村記入欄 | |

# 給与支払者の所在地・名称等変更届出書

宮城県内全市町村共通様式

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (宛先)<br>名取市 長<br><br>年　月　日提出 | 給与支払者（特別徴収義務者） | フリガナ | | | 特別徴収義務者指定番号 | | |
| | | 名称（氏名） | | | | | |
| | | 所在地（住所） | 〒 | | 担当者 | 係 | |
| | | | | | | 氏名 | |
| | | 法人番号 | | | | 電話 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 変更理由 | 1. 所在地変更　2. 名称変更　3. 送付先変更　4. 合併　5. その他（　　） | | | | 変更年月日 | 年　月　日 |
| 事項 | 変更前 | | | 変更後 | | |
| 所在地（住所） | 〒 | | | 〒 | | |
| フリガナ | | | | | | |
| 名称（氏名） | | | | | | |
| 送付先 | 〒 | | | 〒 | | |
| 電話 | | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

※必要部数をコピーして使用してください。

※誤読をさけるため必ずフリガナをつけてください。

※会社合併等に伴い指定番号が変更となる場合は、併せて給与所得者異動届出書も必ず提出してください。

　なお、原則として、新設合併の場合は全て、吸収合併の場合は解散法人において給与所得者異動届出書の提出が必要です。詳しくは提出先の市町村にお問い合わせください。

※所在地・名称等の変更後に訂正した納入書はお送りしておりませんので、訂正前のものをそのままお使いください。

| | |
|---|---|
| 市町村処理欄 | |

**◆令和6年度から森林環境税（国税）の課税が始まります**

森林環境税は、国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和元年度に創設された国税です。森林環境税は、令和6年度から、個人に対して一人年額1,000円が課税され、市民税・県民税と併せて市が徴収します。

国税である森林環境税は、非課税基準となる所得の計算式が市民税・県民税と異なるため、市民税・県民税が非課税の場合でも、森林環境税が課税される場合があります。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

**◆令和6年度市民税・県民税に適用される定額減税について**

令和6年度税制改正により、令和6年度市民税・県民税に定額減税が実施されることになりました。

・減税額

特別控除の額は次の合計額。ただし、その合計額がその者の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とする。

1　本人：1万円

2　控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く）：1人につき1万円

・適用条件

納税者の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合は給与収入が2,000万円以下（注））

（注）子ども、特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける場合は2,015万円以下

※均等割・森林環境税、利子割、配当割、株式等譲渡所得割からは控除されません。

※各種税額控除を適用後の所得割額がない場合は定額減税はありません。

・特別徴収の実施方法

令和6年6月分は給与天引きを行わず、特別控除後の税額を11分割し、令和6年7月分～令和7年5月分にて給与天引きを行います。

※定額減税の対象とならない均等割・森林環境税のみ課税となる人や合計所得金額1，805万円を超える人などは、従来どおり令和6年6月分から給与天引きします。

詳しくは市ホームページをご覧ください。